

平成18年（2006年）紀北町第1回臨時会会議録

第 1 号

平成18年2月28日（火曜日）

招集年月日 平成18年2月28日（火）

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年2月28日（火）

応招議員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
17番	家崎春季	18番	近澤チヅル
19番	東 恒雄	20番	東 澄代
21番	中本 衛	22番	垣内 勇
23番	東 寿子	24番	中津畑正量
25番	塩崎悦万	26番	西岡利平
27番	北村博司	28番	野呂健博
29番	岩見雅夫	30番	島本昌幸
31番	谷 節夫		

不応招議員 なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収入役	川端清司	総務課長	谷口房夫
財政課長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企画課長	川合誠一	税務課長	長野季樹
住民課長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	平山 厚
建設課長	倉崎全生	水道課長	東 義郎
出納室長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	山下 悌	教育長	小倉 肇
教育課長	奥野昇眞		

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書記	川口節生
書記	牧野尚記	総務課長補佐	堀 秀俊

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて  
(紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第5 議案第2号 平成17年度土砂災害情報相互通報(無線)整備工事請負変更契約の締結について
- 第6 議案第3号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道野又越線災害復旧工事その2 請負変更契約の締結について
- 第7 議案第4号 国災第1507号 町道大台1号線道路災害復旧工事(分割8号)請負変更契約の締結について
- 第8 議案第5号 前柱橋災害復旧工事に係る委託契約の締結について
- 第9 議案第6号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第1号)
- 第10 報告第1号 専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定及び和解について)

会議録署名議員

13番	濱田武次	14番	中村健之
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は31名でありまして定足数に達しております。

これより平成18年第1回紀北町議会臨時会を開催いたします。

議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでございますのでご了承ください。

---

**議長**

それでは議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(議事日程朗読)

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 濱田武次君、

14番 中村健之君

のご両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

**議長**

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3

## 議長

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

本臨時会の運営等につきましては、去る2月17日に議会運営委員会を開催していただき、協議をしていただきました。まず、本臨時会において受理した案件は、議案第1号から議案第7号までの7件と地方自治法第180条の規定による報告の1件となっていました。2月21日付けで町長より付議事件である訴えの提起について撤回の申し出がありましたので、本日午前9時から議会運営委員会を開催していただきご協議を賜りました。

協議の結果、申し出の付議事件については撤回の許可をすることといたしましたので、ご報告致します。なお、配付済みの議案につきましては手続き等を踏まえましたうえで、昨日、差し替えをさせていただきました。撤回の理由等につきましては、諸般の報告終了後、奥山町長より説明をいたさせます。なお、本件につきましては、3月1日午前10時から別館3階会議室において、議会との協議をする運びとなっておりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い致します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の報告を監査委員から受けております。まず、紀伊長島町普通会計と紀伊長島町水道会計の平成17年9月分と10月分について、海山町普通会計と海山町水道会計の平成17年9月分と10月分について、紀伊長島町海山町し尿共同処理組合会計の平成17年9月分と10月分について、紀北町普通会計と紀北町水道会計の平成17年10月分から12月分についての報告をいただいております。報告書については事務局で保管しておりますからご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長以下関係課長出席をいただいておりますのでご報告いたします。

次に、全員協議会の開催についてでございますが、本日、臨時会終了後に開催いたします。協議事項につきましては、平成18年度紀北町当初予算並びに主な事業計画と紀北町過疎地域自立促進計画案についての2件となっております。

最後に一般質問における残り時間の周知方法についてでございますが、議会運営委員会において

協議を願った結果、残り3分を知らせるということで決定をいただいております。方法については、黄色のカードを提示する方法で3月定例会の一般質問から実行したいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、付議事件撤回の理由等について町長の説明を求めます。

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

おはようございます。それでは申し上げます。町議会臨時会の冒頭にあたりまして、平成18年2月24日付けて招集告示をしました付議事件のうち訴えの提起につきまして、議案を上程できなくなりましたことについてのご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本案件につきましては、去る2月24日、名古屋高等裁判所において言い渡された規制対象事業場認定処分取消請求控訴事件の判決結果に対し上告をするため、議会の承認を求めるものであり、判決書を受け取った翌日から14日以内に上告手続きが必要となることから、2月26日の判決にかかる説明会を経て、本日の臨時議会において訴えの提起についての議案を上程し承認をいただくつもりで準備を進めてまいりましたが、本件は何分にも今後の町政を左右する重要な案件でもあり、議員の皆さまとの協議をする期間が必要であると判断し、議長のお許しを得て、本議案を臨時議会の議案から撤回させていただいた次第であります。

昨日、ご通知差し上げましたが、3月1日には産廃訴訟の協議の場を持たせていただきますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長

以上で説明を終わります。

これより議事に入ります。

#### 議長

それでは、日程第4 議案第1号から日程第10 報告第1号までの7件について、提案者の提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定致しました。

それでは、提案者及び担当課長より一括して提案理由並びに内容説明を求めます。

まず、奥山町長。

## 奥山始郎町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして提案の趣旨説明を申し上げます。

### 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

(紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

本議案につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成17年12月7日に公布され平成18年1月1日より施行されたことによりまして、紀北町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成17年12月28日付けで地方自治法第179条第1項の規定によりまして本条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

### 議案第2号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負変更契約の締結について

本議案につきましては、平成17年12月19日付けで愛知県名古屋市名東区上社4丁目191番地 パナソニックSSEエンジニアリング株式会社 中部PSSE社 取締役 石本耕造と契約締結をいたしましたこの工事につきまして、平成18年度に継続して実施する計画であることから、屋外子局のうち5基を前倒しをして実施いたしたく、つきましては、当初契約額9,345万円に1,028万1,600円増額して1億373万1,600円とする変更契約の締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

### 議案第3号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道野又越線災害復旧工事その2請負変更契約の締結について

本議案につきましては、平成17年4月22日付けで旧紀伊長島町におきまして、紀北町紀伊長島区島原1009番地 株式会社平野組 代表取締役 平野高義と契約締結をいたしましたこの工事につきまして、設計変更の必要性が生じたので、当初契約額7,434万円に507万7,800円増額して7,941万7,800円とする変更契約の締結をするにあたり、議会の議決を求めるものであります。

### 議案第4号 国災第1507号 町道大台1号線道路災害復旧工事（分割8号）請負変更契約の締結について

本議案につきましては、平成17年9月9日付けで旧海山町におきまして、紀北町海山区上里945番地1 北村建設株式会社 代表取締役 北村正樹と契約締結をいたしましたこの工事につきまして、設計変更の必要性が生じたので、当初契約額5,180万7,000円を203万5,950円増額して5,384万2,950円とする変更契約の締結をするにあたり、議会の議決を求めるものであります。

### 議案第5号 前柱橋災害復旧工事に係る委託契約の締結について

本議案につきましては、平成16年9月28日の災害によって崩壊した前柱橋の災害復旧工事について、三重県が船津川の災害復旧事業を実施しており、本工事と関連していることから、三重県に委託するものでありまして、議会の議決を求めるものであります。なお、委託契約の金額は2億936万9,000円であります。

#### 議案第6号 平成17年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

本議案につきましては、大雨により工事用の仮設道路が再三流されたこと等により工事が遅れ、年度内の完成が見込めない町道白倉1号線、町道大台1号線の災害復旧工事にかかる繰越明許費1億4,159万9,000円の承認を求めるものであります。

#### 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）

本件につきましては、平成17年9月15日午後1時45分頃、旧海山町矢口浦町道矢口元谷鯨線の矢口トンネル内におきまして、松阪市久保町6番28の大西幹夫氏がトラックで走行中、トンネルの天井部分に設置しておりました照明灯がトラックの上に落下して、看板と保冷車の天井部分を破損させてしまいましたので、損害賠償額の決定と和解について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、平成17年12月26日に専決処分をいたしましたのでご報告をさせていただくものであります。今後、このようなことが起こらないよう、各施設の管理につきましては十分に気をつけたいと考えております。なお、損害賠償額は11万3,925円であります。

以上、6議案と1報告につきまして提案の趣旨説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当に説明いたさせます。なにとぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 議長

続きまして、内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

### 宮沢清春住民課長

それではご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成18年2月28日提出、紀北町長奥山始郎。

これにつきましては、地方税における株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例の改正に伴いまして、国民健康保険法施行例関係で、70歳以上の被保険者の一定以上所得者及び低所得者の判定



の基準となる所得の算定における株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例についても、政令施行例の一部改正が行われましたので、国民健康保険料の算定における株式等にかかる譲渡所得等にかかる課税の特例についても、70歳以上の被保険者の一定以上所得者及び低所得者の判定の基準となる所得の算定と同様の改正を行うということでございます。以上でございます。

## 議長

次に、中場危機管理課長。

## 中場幹危機管理課長

おはようございます。それでは議案第2号をご説明させていただきます。

議案第2号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。記、1. 契約の目的、平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事、2. 契約の方法 随意契約、3. 契約の金額 変更前9,345万円、変更後1億373万1,600円、4. 契約の相手方 愛知県名古屋市名東区上社4丁目191番地 パナソニックSSエンジニアリング株式会社 中部PSS社 取締役 石本耕造、平成18年2月28日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由ですけれども、設計変更により、契約額の変更が必要となったためということで、内容を少し説明をさせていただきます。

当整備工事につきましては、平成17年度及び18年度におきまして、町内102カ所の防災行政無線屋外子局のうち、2つの庁舎の上に建っております屋外子局と、すでに整備が済んでおります海山区内の2カ所の合計4カ所を除く98カ所の屋外子局の改修及びアンサーバック機能の追加等の整備を計画しているものでございまして、財源といたしましては、町の財源を必要としない県からの受託事業でございます土砂災害情報相互通報システム整備事業委託金を活用しておりまして、平成17年度は工事費及び事務費を合わせて1億700万円を受託いたしております。平成17年度事業といたしましては、海山区内の41カ所と紀伊長島区内の3カ所を合わせた44カ所の屋外子局を改修しアンサーバック機能を追加するほか、この整備改修に伴う親局、遠隔制御装置の改修と21台の携帯用無線機を整備するもので、すでに9,345万円で契約し工事が進められております。今回の工事の変更につきましては、平成17年度の受託金額と入札による契約金額及び事務費の合計額に差が生じたので、委託先の三重県と協議をした結果、平成18年度に計画いたしました紀伊長島区内の54カ所の屋外子局のうち5カ所の改修整備を前倒しすることが可能と回答いただきましたので、防災事業でありますので、少しでも早く実施したいということで、この5カ所の改修整備を工事に追加させていただいたものでございます。当初の契約額は9,345万円に1,028万1,600円を増額させていただきまして、1億373万1,600円とする変更をお願いしたいもので

ございます。よろしくお願いいたします。

## 議長

次に、平山産業振興課長。

### 平山厚産業振興課長

議案第3号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道野又越線災害復旧工事その2 請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。記、1. 契約の目的 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道野又越線災害復旧工事その2 請負変更契約の締結、契約の方法 随意契約、契約の金額 変更前7,434万円、変更後7,941万7,800円、契約の相手方 北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原1009番地 株式会社平野組 代表取締役 平野高義、平成18年2月28日提出、紀北町長 奥山始郎、提案の理由、設計変更により、契約額の変更が必要となったため。提案説明、林道野又越線災害復旧工事におきまして、現時精査により工事に変更が生じたもので、主なものとしまして、新たに法面成形工に2,882.8㎡の事業量が増加したことによる増額であり、工事請負費507万7,800円の増額が必要となったため、今回、工事請負変更契約の締結をお願いするものであります。林道野又越線災害工事の概要につきまして説明を申し上げます。資料にも載せてありますが、よろしくお願いいたします。

工事の場所は資料1に示しておりますところで、北又谷の右肩尾根に位置する標高約500mのところにある国有林内にある林道であります。工事区間は災害箇所9号10号の一括工事で復旧延長は125mです。工事の概要は崩落した林道の復旧で資料1ページの表に示しました工種で行われております。今回、上程の変更の内容は、変更前変更後の比較となりますが、変更の理由としましては、工事施工の段階で必要となった工種の増減変更でありまして、その主なものとしましては、法面成形2,882.8㎡が新たに必要となったものです。その原因としましては、災害査定測量の時では、崩落土が堆積し地山の確認ができなかったため、法面成形工の計上を行っておりませんでした。発注後、地山の状況を確認し検討した結果、不安定部凹凸部があり、現場吹付法砕工、厚層基材吹付、モルタル吹付に先立ち、法面の成形が必要であるとの判断から追加計上したものです。その他の増減につきましては、現地精査の結果、生じたもので、なお、金額の増減といたしましては、9号その1の部分で492万2,000円の増、9号その2の部分で1万4,000円の減、10号箇所7万2,000円の減となり、トータルで483万6,000円の増となります。請負金額では消費税を乗じまして507万7,800円の増となったものです。なお、この工事の事業の概要で入札当初からの説明を申し上げます。入札は平成17年4月19日に行いまして、設計額7,495万2,150円に対し、落札額が7,434万円でございます。請負比率は99.18%です。工期のことにつきまして申し

上げます。工期は平成17年4月22日から11月30日までの223日間となっておりますが、林道施設の場所が国有林内にあるということで、事務手続きがかなりかかり、今回の災害復旧事業が本町が事業主体となりうるため、本町と森林管理者との間で使用貸付契約の必要が生じ、さらに工事箇所が保安林に指定されており、保安林内の作業係りについても必要となったもので、その協議を含め約4ヵ月間を要しました。そういったことで着工が遅れてまいりました。そういったことで、平成17年11月1日に工事延長伺いをし、工事延長通知を11月7日にしまして、工事変更工期の工事変更契約を17年の11月に結んでおります。その工期は平成17年4月22日から平成18年3月20日までの333日間となっております。工期延長期間は110日であります。以上でございます。

## 議長

次に、倉崎建設課長。

## 倉崎全生建設課長

おはようございます。よろしく願いいたします。

議案の第4号でございます。国災1507号 町道大台1号線道路災害復旧工事（分割8号）請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。記、1. 契約の目的 国災第1507号 町道大台1号線道路災害復旧工事（分割8号）2. 契約の方法 随意契約、3. 契約の金額 変更前5,180万7,000円、変更後5,384万2,950円、4. 契約の相手方 北牟婁郡紀北町海山区上里945番地1 北村建設株式会社 代表取締役 北村正樹、平成18年2月28日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由、設計変更により、契約額の変更が必要となるためでございます。この工事につきましては、平成17年の9月9日の定例会におきまして、契約締結の議決をいただいたものでございます。

資料の1ページをお願いします。変更前の請負額は5,180万7,000円でございます。変更後は5,384万2,950円でございます。203万5,950円を増額するものでございます。工事概要でございますが、資料の2の2ページですね、図面を見ていただきたいと思っております。工事箇所につきましては、1号箇所から4号箇所でございます。1号箇所につきましては、復旧延長が33.2mでございます。右下の表を見ていただきたいと思っておりますが、主な変更点といたしまして、防護柵の基礎工でございますが、延長1型、2型、2つあるのですけれども、両方とも7mで変わりはありませんけれども、防護柵の基礎工が1型で15m<sup>3</sup>から36m<sup>3</sup>に変わります。21m<sup>3</sup>の増となりました。また、2型におきましては、15m<sup>3</sup>がですね、44m<sup>3</sup>で29m<sup>3</sup>の増でございます。崩落土を取り除いたところ、道路の下に湧水処理するですね、暗渠と集水升が設置されていたため、基礎工の根入りをそれぞれ変更したものでございます。

2号箇所につきましては復旧延長が20mでございます。主な変更として補強土壁工で226㎡から200㎡に減になったものでございます。現地掘削の結果、硬固な地盤が当初計画より浅い位置で出たためでございます、補強土壁工の断面を変更したものでございます。工事用道路につきましては9mの減でございますが、現地精査によるものでございます。

3号箇所につきましては、復旧延長が25mでございます。当初は21mの契約でございましたが、掘削部分において地山の滑りが発生をしたため4mの延長の増加をしたものでございます。延長の増加によりましてステップウォールの面積が240㎡から270㎡に30㎡増になったものでございます。

4号箇所につきましては、崩落土の除去をいたしました、変更点はございませんでした。なお、工期についてもですね、補強土壁工が増加になったことからですね、現在3月15日の工期でございますが、3月28日までその工期を延長させていただきたいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

続きまして、議案の第5号をお願いします。前柱橋の災害復旧工事にかかる委託契約の締結でございます。次のとおり委託契約を締結したいので、議会の議決を求める。記、1. 契約の目的 前柱橋災害復旧工事、2. 契約の方法 委託契約、3. 委託の金額 2億936万9,000円、4. 契約の相手方 三重県津市広明町13番地 三重県知事 野呂昭彦、平成18年2月28日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

資料の2ページ的位置図を見ていただきたいと思います。この工事につきましては町道の瀬頭線でございます。船津川にかかる前柱橋でございますが、平成16年の9月29日の台風21号の豪雨によりまして流出をしたものでございます。船津川の復旧につきましては、先ほど町長も申されましたが、現在、三重県におきまして激甚災害対策特別事業により復旧を進めていただいておりますが、当前柱橋の復旧につきましては、三重県の工事の管理がございまして、三重県との間で委託契約を結び三重県において工事をお願いするものでございます。

1ページをお願いします。前柱橋の災害復旧工事の委託内容でございます。工事価格が2億161万8,000円、工事雑費302万4,000円、事務費472万7,000円でございます。あわせて2億936万9,000円で契約を締結しようとするものでございます。工事概要でございますが、下部工につきましては、逆T式橋台2基、壁式橋脚3基、張ブロック工880㎡、仮設工1式でございます。上部工につきましては4経間連続非合成鈹桁橋、延長が128.4mでございます。幅員が2.5mでございます。幅員につきましては、流出した前柱橋ですが、2mでございますけれども、今回の復旧によ

りまして2.5mに拡幅をしていただくとのことでございます。なおですね、今回の契約が3月31日ということになっておりますけれども、三重県の3月議会の繰越承認の出たあとですね、紀北町におきましても3月の定例会で繰越の承認を得たいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

## 議長

続きまして、太田財政課長。

## 太田哲生財政課長

議案第6号 平成17年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容について説明いたします。  
2ページの第1表 繰越明許費をご覧ください。繰り越そうとする事業費は国補町道道路災害復旧事業で金額は1億4,159万9,000円であります。工事の内訳は町道白倉1号線道路災害復旧工事については、分割8号から分割12号まで5件あります。工事費は7,172万7,000円であります。町道大台1号線道路災害復旧工事については、分割9号から分割18号まで10件であります。工事費は6,777万2,000円であります。そのほかに事務費、工事雑費、用地費などで210万円であります。工事の遅れた理由といたしましては、両町道とも単線であり下部から上部に向けて工事を進める必要があります。下部で大雨により仮設道路が度々流出しましたので、全体の工事の施工に影響が出ました。このために年度内に工事の完了または工事の発注が見込めないため、予算の繰越の承認を求めるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

## 議長

報告第1号についての内容説明は省略いたさせていただきます。

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これより議案の質疑、討論、採決に入ります

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑を許します。

16番 松永議員。

## 16番 松永征也議員

説明によりますとですね、政令改正に伴うものということで、70歳以上の一定額以上の所得のある方等ですね、保険料算定の特例ということなんですが、施行日がですね、18年の1月1日からとなっておりますが、年度の途中ということですね。年度の途中で保険料の算定基礎をです

ね、改正するというわけではありますが、今年度の保険料についてね、変更するのかどうか、来年度からの分か、そこら辺をちょっと説明願いたいと思います。

**議長**

宮沢住民課長。

**宮沢清春住民課長**

お答えいたします。17年度の保険料につきましては、それぞれ紀伊長島区が税、海山区が料ということで、紀北町の条例改正のおりにです、従前の例によるということでございますので、17年度につきましては、それぞれこれまでの旧長島町、旧海山町の例で算定するという事になっております。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第5

### 議長

次に、日程第5 議案第2号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

27番 北村博司君。

### 27番 北村博司議員

お尋ねいたします。これの変更前の契約ですね。ついて私、本会議でお尋ねしたケースですが、指名6社のうち直前に4社が辞退していった。その時は情報という表現をさせていただきましたけれども、確認されております。6社のうち4社もの大多数の業者が直前に辞退していった。これが果たして、好ましい契約なのかどうか。それがさらに請負契約で増額してくるというのは、ちょっと私は腑に落ちないのですが、これ当然その後担当の総務の常任委員会あたりでも確認はされた事実だろうと思いますが、この際、元契約の辞退についての報告並びに資料を議長、提出をお願いしたいと思います。

さらに元契約の落札率ほどのくらいだったのか。2社だけということになりますと、もうどちらかという入札の体を成していないわけですね。相見積りという感じになりますが、その辺についての理事者側のお考え。さらに直前に入札を辞退しますと再指名というのは、入れ替えというのは困難になりますが、こういった業者のペナルティはどのようにされたか。その報告もあわせてお願いしたいと思います。

### 議長

中場危機管理課長。

### 中場幹危機管理課長

お答えをさせていただきます。私どものほうでお願いしました入札につきましては、議員ご指摘のとおり当初6社に指名をしてございます。そのうち入札をされました業者につきましては、落札をされましたパナソニックSSエンジニアリングと沖電気工業株式会社中部支社の2社でございます。残りの4社につきましては、入札辞退の届けが出てきておりまして、2社で入札がされたという結果でございます。なお、指名等につきましては、建設課のほうにもお願いをしておりますので、どちらのほうでもよろしくお願ひしたいと思います。私のほうといたしましては、

2社で落札されて、1社の場合は入札は無効ということを知っておりますけれども、2社でしたのでそのまま2社で入札が成立したということで説明されております。以上でございます。

**議長**

倉崎建設課長。

**倉崎全生建設課長**

この工事についてはですね、業者選出については、昨年11月25日に指名審査会を開いて業者を、当町に指名願いの出ている業者からですね、6社を指名させていただきました。うち4社が辞退をされてですね、2社で入札をしたものであります。これにつきましては、三重県にも確認をいたしました。2社であれば競争入札は成立するということでございました。また、三重県の会計規則の運用方針の中でですね、2人以上の入札参加者があれば入札を執行することができるということでありますので、それを参考にさせていただきました。2社で入札をしたものでございます。

**議長**

ペナルティの件は。

**倉崎全生建設課長**

それからペナルティの件ですが、入札を辞退をしたということのペナルティはございません。そういう規則でなっております。

**27番 北村博司議員**

落札率、関係資料。

**倉崎全生建設課長**

それからですね、落札率は90.71%でございました。

**議長**

よろしいですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

北村博司議員。

**27番 北村博司議員**

2社というのははっきりしたわけですから、これは12月議会の予算に議案上程の際に説明はされておられませんし、入札結果一覧表を議長、資料としてご提出願えませんかでしょうか。



**議長**

課長。入札資料。

建設課長。

**倉崎全生建設課長**

大変申し訳ないですが、資料の提出をですね、事前に聞いておりませんでしたので、手元に資料は持ち合わせておりません。

**議長**

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

2社だけ、しかも落札率は90%を越える高率であるということですね。普通90%を越えると疑われる数値ですね。何か話し合いでもあったのではないかという。という疑いがもたれる数値ですね。それとこれ新年度で引き続いて残りの何箇所になりますか。40何箇所の入札があると思うんですが発注、98カ所のうち49カ所ですから、17年度で。これですね、厳正な入札をしていただくためにも、当然これは直前に指名を辞退するという事は、これはあつてはならないことですね。ちょっと地元の関係業界の方からそういうご指摘を受けてます。指名を辞退すると、今後、指名停止になるということを怖いから普通は誰でも辞退というのはしないと。地元業者の場合ですね。これ町長、この4社の名前を明らかにしていただきたいし、今後ですね、指名をしませんね。指名願いが出てると思いますけれども、それが当然これはあるべき形だろうと思いますが、その辺の明確な方針を示していただきたい。辞退した4社の氏名を明らかにしていただきたい。さらに今後のペナルティを明確にしてください。町長の方針で。

**議長**

北村議員にちょっとありますけど、これ12月議会で認められた件、今回のはこの追加、あとの件で、前回のは12月議会で認めていただいているんじゃないですか。

**27番 北村博司議員**

私、反対してますし、その時に必要な説明をなされていないんですよ。6社で指名したというだけで、6社で入札したと言ったんですね。ところが、実際には辞退しているわけですよ。必要な情報開示を怠っているわけですよ。ペナルティを明確にしてください。

**議長**

倉崎建設課長。

**倉崎全生建設課長**

業者はですね、辞退した業者ですが、三菱電機株式会社三重支店、それから株式会社日立国際電気中部支社、日本無線株式会社中部支社、富士通電気株式会社東海営業部でございます。それからですね、入札を辞退するということはですね、これ予定価格を公表しない時はですね、これは明らかにいけないと思いますが、予定価格を今公表しております。予定価格を公表しているということはですね、業者において積算した場合に、予定価格よりも積算の額がですね、高かった場合は、当然これは入札を辞退してくるものと考えます。

#### 議長

ほかに質疑される方はございませんか。席番を。

24番 中津畑正量君。

#### 24番 中津畑正量議員

前者と少し重なりますが、実質4社が書面で辞退されたということが議決のあとにわかったわけですが、この件についてですね、指名審査会としてね、指名する場合、指名業者は当然指名願いが出ているわけですから、当然、このいっぺんの書面によってですね、辞退をするということがおかしい。その後、私もいろいろ大きなゼネコンの社長やら知っている方、例えば、行政の課長辺りにも聞いたのですが、金銭の大小にかかわらずですね、このやっぱり出席して、

#### 議長

中津畑議員に言います。前回の議案は前回で一応終結しておりますので、今回の案件についての質疑をお願いいたします。

#### 24番 中津畑正量議員

ですから、前者も言いましたけど、このいうたら工事の変更契約の締結についてはですね、実際には2社でやられたということがあとでわかったわけですね。2社で県が良いと言ったから違法ではないというのはよくわかります。しかし、今後の問題としてね、こういう不透明なことが起こらないようにきちっと出席をして辞退をしてもらうという姿勢が必要ではないかと。そのためにこれが請負契約の変更が非常に不透明になっているというのが現実なんです。私も非常に不透明だと思います。そういう意味でですね、このいうたら請負変更契約なんかについてはですね、特に指名業者が指名してきた時には、当然、これは出席して、いうたら辞退する姿勢をとっていかないと非常に不透明になるということがありますんでですね、今後の方針を含めてこの請負契約の変更契約を見る限りですね、そこら辺の今後の、

#### 議長

中津畑議員、これ今回は随意契約でしょう。

## 24番 中津畑正量議員

はい。随意契約です。ですから、今回の元になっている部分はですね、2社であったということですから、この変更契約まで引きずってきて、こういう増額をした中でというたら不透明さが出てきているということがありますんでですね、今後、指名審査会の姿勢をやっぱり聞かせていただきたい。一言。

### 議長

北村助役。

### 北村文明助役

指名審査会の委員長としてお答えします。

先ほど申し上げましたようにですね、紀北町の会計事務規則において、2社の入札は無効とする定めはないということでございまして、2社であっても入札は有効だと。これは先ほど異論をしたとおりでございます。ただ、今後はですね、指名をするものとして、辞退が極力出ないように指名において配慮していきたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

### 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

ないようですので質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 議案第2号 平成17年度土砂災害情報相互通報(無線)整備工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6

議長

次に日程第6 議案第3号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道野又越線災害復旧工事その2請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。席番。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

議案第3号について質疑をいたします。工事請負契約の締結ということで、当初の契約からですね、507万7,800円、この差額についてはですね、特別異議のあるところではないんですけども、契約変更の中身の理由について質疑をしたいと思います。

担当課長の説明ですと、まず、この林道施設についてはですね、1つは国有林ということでございましたね。森林管理者との交渉が約4ヵ月を要したと。2つ目の理由としてですね、保安林のためということで説明なされたわけですが、例えば、工事請負契約というのはこれはよく議会のほうにも出てくるわけですが、理由を考えた時にですね、例えば、自然災害等で工事が遅れて工期を延長せざるを得ない、これは当然我々としても受け入れる部分ですが、2つ目の理由としてですね、行政側の怠慢、極めて調査が不足したという、今回の場合はですね、そういうものに私該当するんじゃないかと思うんですよ。といいますのは、森林管理者との間の交渉が長引いて約4ヵ月を要した。これは国有林ということではですね、当然のことながら、この林道計画が出た時点ですでに行政側としてはつかまえておらないかん情報なんですよ。ましてや保安林。それを怠っていてですよ、漫然として、しかもそれを理由にせずに、ただ、とにかくこういうことが生じたために工期の延長だということですね。私はこれはとんでもない話だと思いますよ。そこらの部分について、行政側の事前調査の怠慢、そういうものがあつたかなかつたか、そこらについて質疑をしたいと思います。以上です。

議長

平山産業振興課長。

## 平山厚産業振興課長

新しいこの災害ということで国有林内の林道の工事、そういったことにつきましては、県が開設しております、県が国有林からそういった承諾を得たなかで工事をやり、そして、その工事ができたあと町に移管するという、そういった林道であります。移管されたあとは町が管理するというので、今回、町が災害を受けておるわけなんです、県と国との関係の、そういった許可、そういったものにつきましては、県と町との話し合いの中でちょっと勉強不足という、そういったものじゃなくて、県との見解、そういったものを当初はその場はすぐできるという、そういったことを聞いておって、そしてやった。そういったなかで、やはり国のほうは駄目だという、そういった段階がありました。そういった関係で、行政の怠慢といえそうです、国、県、町との関係のなかでそういった見解が統一されていなかったのが実情であります。

## 議長

山中剛司君。

### 9番 山中剛司議員

私の質疑したことに対して、的確にお答えいただけていないわけですよ。例えばね、国有林の工事をする場合ですね、どういうルールを踏まなければいけないかということは、今までのいろんな経験からですね、わかっているはずなんです。にもかかわらず、今の担当課長のご答弁はですね、勉強不足ではないと。国と県と、いわゆる該当町村とのですね、連携、いろんな事前協議が不十分だったと。私に言わせたらですね、これは間違いなしに勉強不足ですよ。国有林をこういう工事をせないかん時はどういう手続きを踏まなければいけないかということはですね、事前にわかっているはずですよ。しかも、それは災害復旧だからという、私はそれは理由にならんと思いますよ。

それとですね、もう1つは保安林の問題、全くこれはお答えいただけておらんわけですよ。だからそこらの部分での情報不足じゃないかということですね、事前の調査不足ではないかということですね、指摘しておるわけですよ。だから、そのことに対する課長のですね、答弁が全くございませんので、改めて答弁をお願いしたいと思います。以上です。

## 議長

平山産業振興課長。

## 平山厚産業振興課長

保安林につきましては、やはり、木を切ったりする時は許可を得なアカン、そういった程度のもは当然あると思います。そういったことで、ただ、使用貸付契約の締結とか、そういった新

たなものが、まず、林道をつけるにあたって、使用貸付契約、そういったものが国と県との間でのりわけなんです。そして、その契約を県がいったん借りたものを国に返さないと、また町に許可が得られないという、そういった手続きを県が踏んでいなかったわけなんです。町には移管はしたけど、国に使用許可を返還してなかった。そういったものがされているかどうかということが町ではわからなかったものですから、契約に入っていったわけなんですけど。そのあと、いざ工事するようになったら、やはり国から、国から直接町が貸付契約を結ばないと駄目ですよといわれた。そういったことに協議に時間がかかったということでありまして、常識の範囲といったら常識なんですけど、本当に新しいことだったというふうに担当課で聞いております。以上です。

#### 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

27番 北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

ここはですね、16年の秋の災害の、あの時、当時50カ所の山腹崩壊があったというふうに、当時、県から聞きましたけれども、現在、これ含めて何カ所復旧工事が着手されているのか。災害復旧に何年くらいかかるのか。当時は5年くらいかかると私は県から聞きましたけれども、

それと、これは父祖3代の悲願の道路ですが、林道というよりも、これは国道422号線に先立ってやっている広域スーパー、広域林道ですが、供用開始に何年くらいこれ、見込みがずれ込むのか、現在の見通しをお聞かせいただきたい。

#### 議長

平山産業振興課長。

#### 平山厚産業振興課長

災害復旧工事は3年間の予定となっております。

そして今、後者のご質問でございますが、その件につきましてはちょっと私はわかりません。

現在、ちょっと調べましてご報告させていただきたいと思っております。

#### 議長

北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

これは旧宮川村と紀伊長島町の議会主導で協議が始まったやつですよ。それで非常に関心が深いわけですよ。議会側も。そして毎年そういう双方で行き来して、年に1回だったかな。開通の

予定というのは提示されているのですよ。ずっと。答えられる人はおるはずや。これ、誰もおりませんか。答えられる人あるはずですよ。町長でも答えられるんじゃないかと思うし。あれ何年頃という、供用開始のすでに見込みというか目標は立てられているんですよ。それで、この災害復旧によってどんだけ遅れていくのかというのを、この際、ざっとした見込みでもいいですから、お聞かせいただきたいと思います。誰か答えられるはずや。

**議長**

倉崎建設課長。

**倉崎全生建設課長**

野又越林道はですね、県のほうで工事をしていただいております。今、手元にですね、資料がありますので、いつまでで完成ということは、今ちょっとはつきりはお答えできませんが、この災害によってですね、今後の開設の見込みはまだ立っていないということで聞いております。

**27番 北村博司議員**

立っていないということ。

**倉崎全生建設課長**

はい。この災害が終わってからの工事に着工だと思います。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第6 議案第3号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道野又越線災害復旧工事その2  
請負変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7

**議長**

次に、日程第7 議案第4号 国災第1507号 町道大台1号線道路災害復旧工事(分割8号)  
請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終了します。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第7 議案第4号 国災第1507号 町道大台1号線道路災害復旧工事(分割8号) 請負変  
更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。



したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第8

### 議長

次に、日程第8 議案第5号 前柱橋災害復旧工事に係る委託契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

7番 平野隆久君。

### 7番 平野隆久議員

お尋ねします。以前は橋を架ける前2mということで、先ほど説明を受けたのですが、その2mの時点では自動車の通行というのは可能だったのでしょうか。また、今後2.5mになるということなんですが、今後は自動車の通行というのは可能になるのかどうか、その点について質疑いたします。

### 議長

倉崎建設課長。

### 倉崎全生建設課長

以前のですね、2mの時の橋はですね、今回、2m50ということはですね、橋の両側ですね、その町道部分が2m50あればですね、災害復旧でもその分だけ出るとということで、県のほうで今回、2m50にさせていただきました。当然といいますか、軽自動車ですね、普通自動車はちょっとどうかわかりませんが、車は通れます。

### 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 松永征也君。

### 16番 松永征也議員

この工事はですね、すでにもうかなり前から着工されておられると思うんですが、この委託契約の締結日はですね、いつなのか。お聞きしたいと思います。

### 議長

倉崎建設課長。

### 倉崎全生建設課長

災害復旧事業はですね、三重県のほうで今、下部工事を発注しております。これについては、

9月に発注したと聞いております。今回の契約なのですが、1月1日にですね、契約をさせていただきました。これにつきましては、県のほうがですね12月の議会におきまして、その受け入れの予算のですね、承認を得たということで、それ以後の契約になったものでございます。

**議長**

松永征也君。

**16番 松永征也議員**

議決はですね、形式的なものになってしまっておるわけなんですね、議会軽視で誠に残念に思うわけなんです、このことについてですね、ご意見をお願いします。

**議長**

倉崎建設課長。

**倉崎全生建設課長**

この件についてはですね、大変申し訳ないんですが、私も県のほうにですね、再三早くしてくれということで申し送りしたのですが、三重県のほうでは12月議会でですね、その受け入れを、予算を入れたということで・・になっています。これについては、私の努力の足りなさだと考えます。ご許しをいただきたいと思います。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第8 議案第5号 前柱橋災害復旧工事に係る委託契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第9

**議長**

次に、日程第9 議案第6号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第9 議案第6号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第10

### 議長

次に、日程第10 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）を議題といたします。

この件について、質疑がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議長

質疑がないようですので、

27番 北村博司君。

### 27番 北村博司議員

ちょっと初歩的な、どなたかが海山区の人が聞くと思ったので、あれなんです。これは新しいトンネルですか。旧道なんです。ちょっとそれをお聞きしたいのと。矢口と、旧道ですかこれ。大型車が通るような状態なんです。普段から。まず、初歩的な確認をさせていただきたい。

### 議長

倉崎建設課長。

### 倉崎全生建設課長

旧道でございます。

### 議長

北村博司君。

### 27番 北村博司議員

私もたまに通りますが、新道しか通りませんが、あれ大型車は普段通行しているんですか。それやったらそれで管理はきちんとせなあかんし、トンネルの中の照明が落下してくるなんてこれ、ちょっと考えられん事故ですがね。よほど腐食しないとあれは落ちないと思うのですがね。通っているんですか、普段から。保冷車みたいな大きなのが。管理はどうなってるんですか、普段。以上です。

### 議長

建設課長。

## 倉崎全生建設課長

この事故のあった時はですね、トラックは通っていたんだと思います。現在はですね、新しい道路ができてですね、そこを通る人が少ないんですが、ただ、山に入る人がですね、時々その道を通ると、入らないようにはバリケードをしてですね、してあるんですが、そのバリケードをとってですね、近くの山に仕事に行くということですので、今後、管理について気をつけていきたいと思います。この間みたいにバリケードをしてあったとの発言ですが、していないということで、訂正をお願いします。

## 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

質疑がないようですので、これにて日程第10の専決処分の報告を終わります。

---

## 議長

以上で本臨時会に付された事件はすべて終了致しました。

これにて会議を閉じます。

(午前 10時 52分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年3月28日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 濱田武次

紀北町議会議員 中村健之